



復興再生利用について

2025年3月28日



- 2011年の原発※事故後、生活圏の放射線量を低減するために行われた除染により、福島県内では大量の土壌（**除去土壌**）等が発生しました。

※東京電力福島第一原子力発電所。

- その量は約**1,400万³m**、東京ドーム約11杯分に及びます。
- これらは、2045年3月までに、福島県外で最終処分するために必要な措置を講ずることが法律に定められています。
- これは、**福島だけの問題ではなく**、東京電力福島第一原子力発電所で発電した電力が首都圏などに供給されていた経緯や、福島復興が日本の復興・再生にもつながるという点も踏まえ、**全国で考えるべき問題**です。

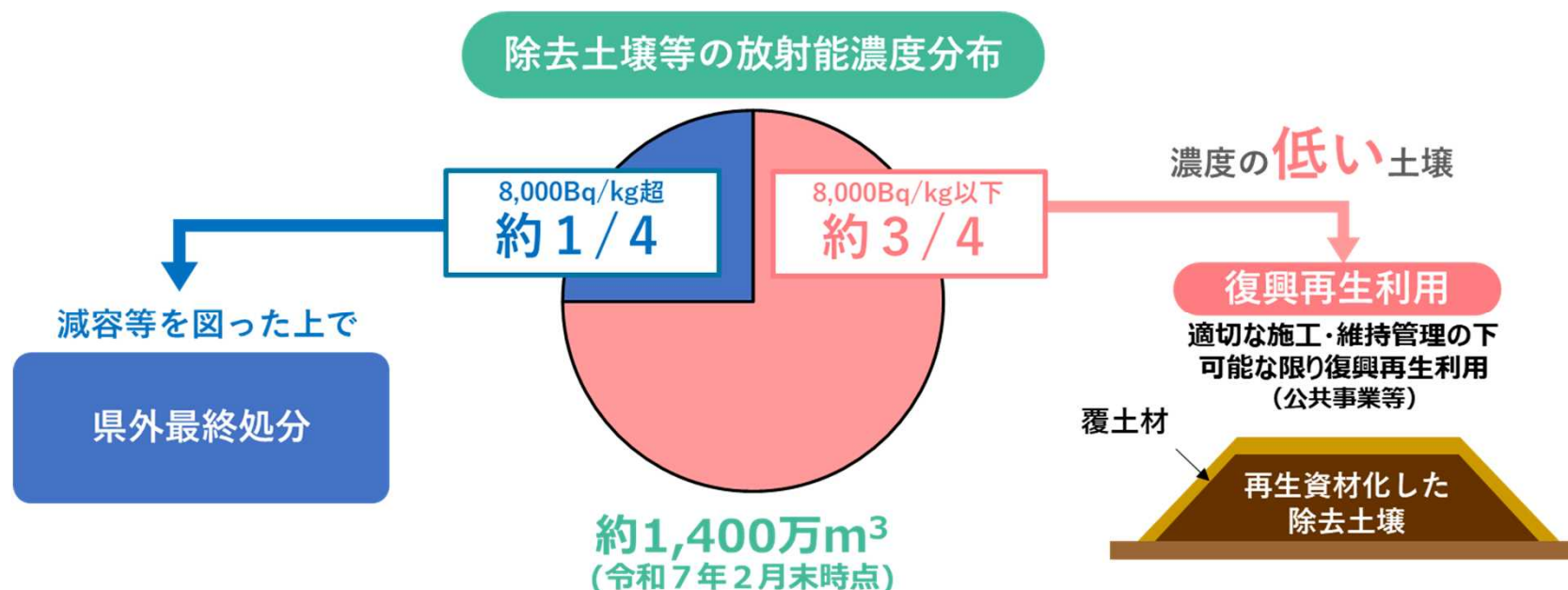
中間貯蔵施設について

- 現在、約1,400万 m^3 の除去土壌等は、東京電力福島第一原発を取り囲むように設置された、**大熊町・双葉町の中間貯蔵施設**で保管されています。
- 事故後の除染により発生した除去土壌等は、福島県内各地の仮置場に置かれていましたが、県内の復興を進めるために、避難生活を強いられていた御地元の皆様の大変重い御決断で中間貯蔵施設を受け入れていただきました。



- 法律で定められた、中間貯蔵後30年以内（2045年3月まで）の県外最終処分。
- 県外最終処分の実現のためには、比較的放射能濃度の低い除去土壌を適切な管理の下で利用する**復興再生利用**が重要です。復興再生利用は、福島復興、ひいては日本全体の復興に繋がります。
- 復興再生利用は国の責任（※）で行います。異物の除去や、必要に応じた品質調整、濃度確認（再生資材化）を行った上で、公共事業等において、飛散・流出の防止やモニタリングといった**適切な管理を前提として利用**します。

※福島県内で発生した除去土壌は、国の責任で復興再生利用又は最終処分します。

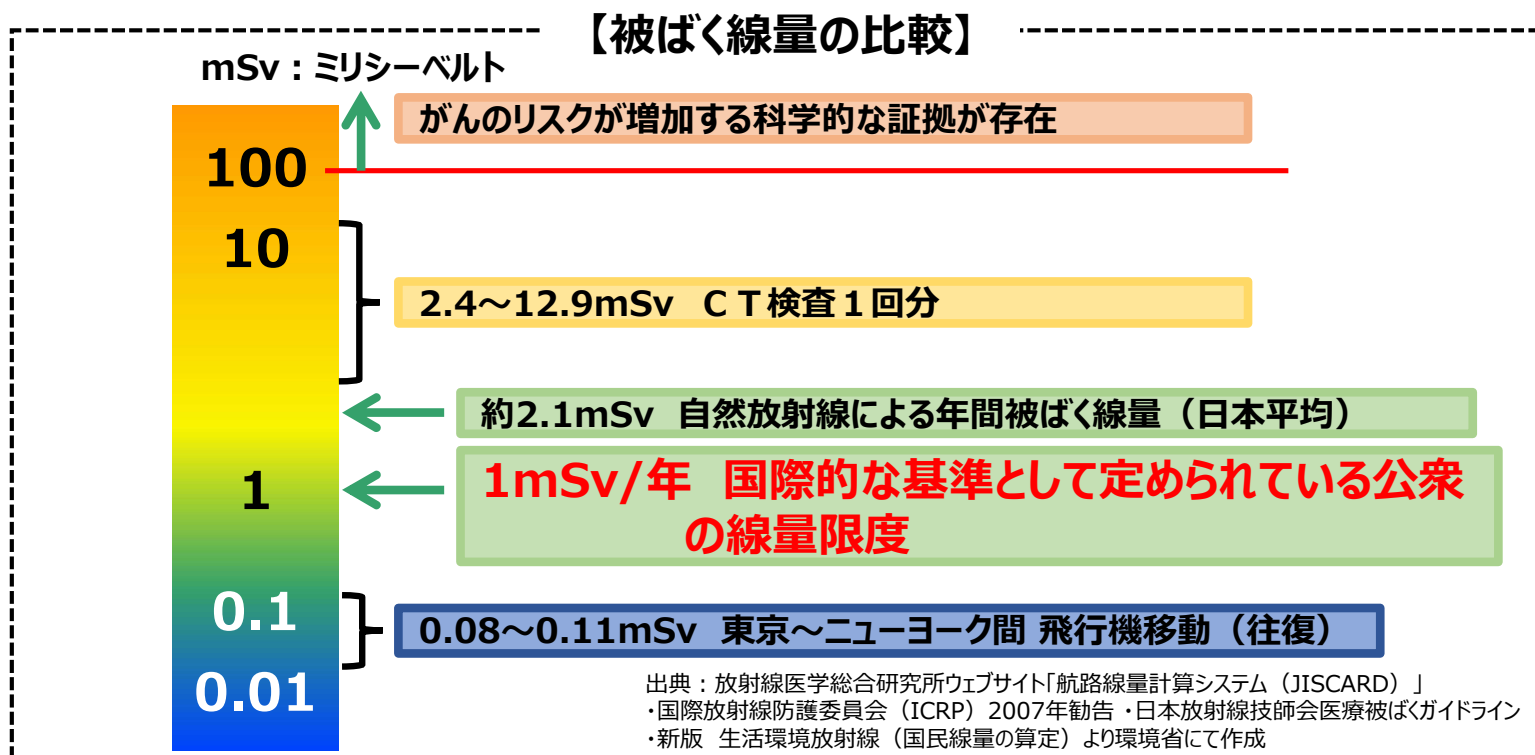


復興再生利用の安全性①

- 復興再生利用は、最も被ばくを受ける工事中の作業者の被ばく線量が、国際的な基準として定められている公衆の線量限度「年間 1 ミリシーベルト」以下となるように実施します。

※周辺の方々の被ばく線量はこれより十分に小さくなり、さらに覆土によって、被ばく線量は大きく低減します。（覆土の厚さが30cmの場合は被ばく線量は約97.5%減、50cmの場合は約99.8%減となり、測定ができないほど小さくなります。）

- このため、再生資材化した除去土壌の放射能濃度の基準を「1 キログラムあたり8,000 ベクレル以下」としています。
- また、放射性セシウムは土壌に強く固着し、水に極めて溶出しにくいという科学的知見があります。



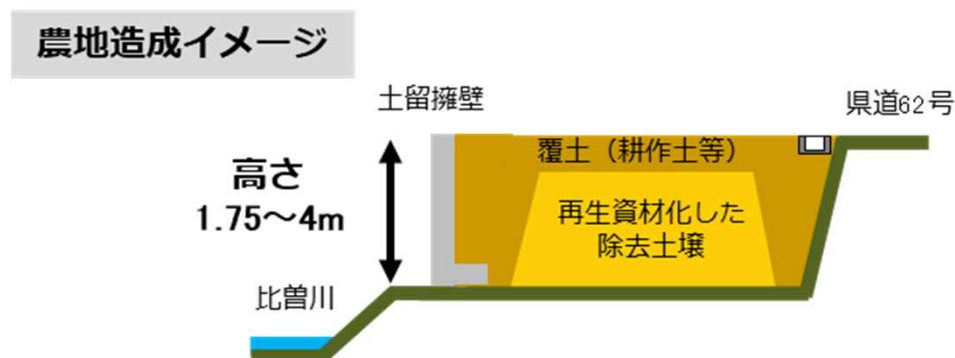
復興再生利用の安全性②

- これまで福島県飯舘村長泥地区等での**実証事業を通じて**、御地元の方々の御意見をいただきながら、**復興再生利用の安全性を確認**してきました。

※工事の前後で放射線量の上昇が見られないこと、再生資材化した除去土壌の盛土を通過した水について放射能濃度に問題無いこと、などを確認しています。

- 復興再生利用の基準については、IAEA（国際原子力機関）や放射線審議会など、**国内外の有識者による評価・確認**をいただいています。

【飯舘村長泥地区での農地造成実証事業】



※利用した再生資材化した除去土壌の量は**約20万 m^3** （締固め後）

- 事故後に発生した除去土壌の復興再生利用は、世界的にも新しい取組です。
- このため、IAEA（国際原子力機関）や放射線審議会など、国内外の有識者による評価・確認をいただきました。
- 復興再生利用の実施に当たっては、国民の皆様や、地域の皆様の御理解が重要です。復興再生利用の必要性や安全性についてわかりやすい説明等に努めてまいります。